

舞鶴市優秀スポーツ賞 表彰要領

1 趣旨

本市のスポーツの普及振興及び競技力向上に資するため、スポーツ大会において優秀な成績を収めた者、又は団体、並びにスポーツの普及振興に貢献した者、又は団体に舞鶴市優秀スポーツ賞を授与する。

2 表彰の区分及び推薦の基準

本市に居住、在学、在勤、及び本市出身者（本市の小学校、中学校、高等学校を卒業した者で本市が帰省先となっている者）で、表彰は優秀賞、特別賞及び特別優秀賞並びに功労賞とし、次の基準のいずれかを満たす者を対象とする。なお、表彰は各年に一回限りとする。

<表彰の区分及び被表彰者・団体に係る推薦の基準>

表彰の区分	推薦の基準
優秀賞	① 全国大会（中央競技団体が主催・主管する全国大会）においてベスト4（1～4位）までに入賞した者、又は団体 ② 国際大会（数か国以上をもって構成された大会で、中央競技団体が国際大会と認める大会、または年代別・カテゴリー別の世界大会）に出場した者、又は団体 ③ 上記のほか、①及び②と同等の成績を収めた者、又は団体
特別賞	① 国際大会においてベスト8（1～8位）までに入賞した者、又は団体 ② 世界大会（中央競技団体が世界大会と認める大会）に出場した者、又は団体 ③ 上記のほか、①及び②と同等の成績を収めた者、又は団体
特別優秀賞	① 世界大会においてベスト8（1～8位）までに入賞した者、又は団体 ② オリンピック・パラリンピック等に出場した者、又は団体 ③ 上記のほか、①及び②と同等の成績を収めた者、又は団体
功労賞	① 10年以上にわたって多数の権威ある全国大会入賞等の優秀な選手の育成指導に努め、その功績が大きい者、又は団体 ② 体育・スポーツを統括する団体（市スポーツ協会等）の役員として、20年以上にわたって府及び市町村レベルの体育・スポーツの普及・振興・発展に努め、その功績が大きい者 ③ 20年以上にわたって競技団体の役員として、体育・スポーツの普及・振興・発展に努め、その功績が大きい者 ④ 上記のほか、①～③と同等の功績があると認められる者、又は団体

<対象となる大会(例)>

表彰対象	大会例
全国大会	全国小学生大会、全国中学生大会、全国高等学校大会、 全日本大学選手権大会、国民体育大会、 全日本選手権、全日本マスターズ大会、など
国際大会	アジア大会、アジア選手権、アジアカデット、アジアエイジ、 アジアジュニア、アジアマスターズ、世界カデット、世界エイジ、 世界ジュニア、世界マスターズ、ユニバーシアード、など
世界大会	世界選手権、ユースオリンピック、など
オリンピック・ パラリンピック等	夏季・冬季オリンピック・パラリンピック など

3 提出書類

(1) 推薦書

- ① 優秀賞・特別賞・特別優秀賞 推薦書「様式1」
- ② 功労賞 推薦書「様式2」

<留意事項>

- ・児童、生徒、学生が在籍する学校の校長または関係競技団体の長の印を押印の上で提出
- ・原則として「団体」の基準は5名以上とし、4名以下の場合は個人扱とする。

(2) 添付資料

下記の資料(コピー可)を推薦書に添付すること。

- ① 優秀賞・特別賞・特別優秀賞
 - ・推薦の対象となった記録・成績及び大会の概要がわかる資料
【例】大会プログラム、大会概要と成績、賞状など
 - ・団体(チーム)構成メンバー調書 ※団体の場合のみ
- ② 功労賞
 - ・活動歴・活動内容を説明、補足する資料
【例】団体の規約など
(特に役員について表記されている部分で、役職名及び就任期間がわかるもの)

4 提出方法・提出先

「3 提出書類」について、郵送または窓口持参にて以下の提出先へ提出

<提出先> 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044

舞鶴市 市民文化環境部 文化スポーツ室 スポーツ振興課

5 提出期限

各年毎に別途設定

6 表彰の内容

- 表彰は、表彰状と記念品を授与する。
- 対象期間は、毎年1月から12月末までとする。
- 表彰は、対象期間の翌年の3月末までに行う。

7 被表彰者・団体の決定

- 被表彰者・団体の決定は、表彰基準に基づき、舞鶴市優秀スポーツ賞懇話会の意見を聴いた上で市長が決定する。
- 被表彰者・団体の決定通知及び表彰式の案内は、別途、被表彰者・団体及び推薦団体等あてに通知する。
- 懇話会は、以下のメンバーにより構成する。
 - 一般財団法人舞鶴市スポーツ協会（会長）
 - 舞鶴市スポーツ推進委員協議会（会長）
 - 小学校校長会会長
 - 中学校校長会会長
 - 市内高等学校校長（いずれか1校）
 - 舞鶴市市民文化環境部長
 - 舞鶴市教育振興部長